

児童相談所一時保護所における所持品検査の概要及び対応について

平成27年夏頃に、本市児童相談所一時保護所において、人権尊重の認識が著しく欠如した方法による児童への所持品検査を実施するという事案が発生しました。

本件については、児童並びに保護者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、関係する方々及び市民の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

児童相談所一時保護所において、意見箱の記入用紙の紛失がありました。この記入用紙が原因となって児童の個人情報流出し、退所後に児童が犯罪等に巻き込まれる事態を防止するため、紛失した用紙について、諸室の捜索を行いました。発見することができず、学童女子のユニット内で、人権尊重の認識が著しく欠如した方法による所持品検査を実施するに至りました。

(所持品検査の実施時期)

平成27年夏頃

(所持品検査の場所)

児童相談所一時保護所内 学童女子及び男子のユニット内

(所持品検査を受けた児童)

学童女子9名(7歳~15歳)、学童男子9名(7歳~15歳)

報道機関からの取材においては、当初、学童女子を「8名(8歳~15歳)」としておりましたが、その後改めて確認した結果、「9名(7歳~15歳)」と判明いたしました。訂正してお詫び申し上げます。

(所持品検査を実施した職員)

【学童女子】女性職員2名

【学童男子】男性職員2名

(所持品検査の方法)

【学童女子】対象児童に対し、趣旨を説明の上、同意を得て、浴室の脱衣所内で、一人の職員が身体が見えないようにバスタオルを広げ、もう一人の職員が児童の脱いだ衣服を確認しました。

【学童男子】対象児童に対し、趣旨を説明の上、同意を得て、着衣をヒラヒラと払う形で確認しました。

紛失した用紙の捜索については、一時保護所の担当課長の指示により行いました。学童女子の所持品検査については、学童担当SV(指導的)職員の了解の下、女性職員2名が行いました。

(結果)

紛失した用紙は、未だ発見されず、現在に至っています。

(1) 事案の把握

所持品検査の当日の夜、児童相談所内の一時保護所以外の職員に対し、女子児童の1人(以下「児童A」という。)からの申し出により事実を把握しました。

(2) その後の経過

翌朝、児童Aから話を聞いた職員が所長に報告しました。

所長の指示により、所持品検査を実施した女性職員2名及び学童担当SV職員に対して、一時保護所の担当課長が事実確認を行いました。

後日、所持品検査実施後退所した1名を除く、学童女子8名については、一時保護児童と接触のない女性職員がヒアリングを実施しました。

(3) 対応

本件の所持品検査について、職員間で振り返りを行い、人権尊重の認識が著しく欠如した方法であったことを反省し、ヒアリングを行った児童に対して個別に謝罪するとともに、児童Aの保護者に対しては、謝罪及び詳細な経過説明を行いました。

また、事実経過については、所長が児童相談所職員全員に伝え、児童相談所の課題として捉えるとともに、こども育成部長に報告しました。併せて、再発防止に向けた取組として「子どもの人権について考える」をテーマにしたプロジェクトチームを設置し、子どもの権利擁護について検討を開始するとともに、人権に係る研修を2回実施しました。

2 今後の取組(再発防止策)

(1) 外部の有識者等による専門的見地からの検証を実施するとともに、児童相談所内に設置した人権プロジェクトチームによる検討を踏まえ、具体的な取組を実施します。

(2) 子どもの人権尊重に関する認識を高めるための人権に係る研修を継続的に実施します。

(3) 一時保護所の運営マニュアルを改訂します。

(4) 国の動向を踏まえ組織のあり方を検討します。

(5) 職員の資質向上、ストレスマネジメントの充実に努めます。

問合せ先 児童相談所 042-730-3500
